

議案第77号

静岡市地域福祉共生センター条例の一部改正について

静岡市地域福祉共生センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市地域福祉共生センター条例の一部を改正する条例

静岡市地域福祉共生センター条例（平成30年静岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「会議室（以下「会議室」を「施設のうち別表に掲げるもの（以下「利用許可施設」に改める。

第6条中「会議室の利用」を「利用許可施設の利用」に改め、同条第2号中「会議室の施設又は」を「利用許可施設又はその」に改める。

第10条中「会議室」を「利用許可施設」に改める。

別表を次のとおり改める。

別表（第5条、第7条関係）

時間区分 利用区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
会議室1	2,600円	3,480円	2,600円	6,960円	6,960円	10,450円
会議室2	2,600円	3,480円	2,600円	6,960円	6,960円	10,450円
地域交流 ホール	4,520円	6,030円	4,520円	12,060円	12,060円	18,090円

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2 この条例による改正後の静岡市地域福祉共生センター条例別表の規定に基づく静岡市地域福祉共生センターの利用に係る許可の手續、使用料の徴収その他の行為は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。